

北海道後志総合振興局告示第1002号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年1月26日

北海道後志総合振興局長 猪口 浩司

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称

北海道後志総合振興局電力需給契約（従量電灯B・C及び低圧電力）

イ 予定数量

別紙「年間使用予定電力量」のとおり

(2) 契約の目的の仕様等

契約書（案）による。

(3) 契約期間

令和6年4月の検針日から令和7年4月の検針日まで

(4) 納入場所

別紙「後志総合振興局電力需給施設一覧（従量電灯B・C及び低圧電力）」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道後志総合振興局告示第1001号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局3階2号会議室

（送付による場合は、郵便番号044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局総務課）

(2) 入札日時

令和6年2月13日（火）午後2時

（送付による場合は、2月12日（月）午後5時までに必着。）

(3) 開札場所

(1) に同じ。

(4) 開札日時

(2) に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次によることとする。

すべての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位）の単価）を記載すること。

(3) 入札書の記載方法

ア 入札書には、基本料金及び電力量料金1kWh当たりの単価を記載すること。

イ アで作成した入札書の入札総価額は、契約種別ごとの単価に予定数量を乗じて得た合計額とすること。支払時点で付加される燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに力率変動（低圧電力のみ適用）は含めないこと。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道後志総合振興局総務課

イ 所在地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

ウ 電話番号 0136-23-1300

(5) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

